

大阪市内事業者 各位

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課  
大阪市環境局環境管理部環境管理課(産業廃棄物規制)

### PCB 使用安定器の保有状況に関する調査について (お願い)

日頃から、環境省及び大阪市の環境行政に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、環境省及び大阪市では、PCB (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の処理促進に向け、PCBを使用している安定器の保有状況に関する調査を進めているところです。

PCB使用安定器の保管事業者は、PCB特別措置法に基づき、毎年、管轄自治体に保管等の状況に関する届出が義務づけられているとともに、地域毎に決められた処分期間内に処分を行わなければなりません。

PCB使用安定器は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) の全国 2ヶ所の PCB 処理事業所において計画的に処理が行われており、北九州事業所の対象地域 (中部・近畿・中国・四国・九州・沖縄 27府県) の PCB使用安定器の処分期間は平成 33 年 3 月 31 日までとなっています。

このため、環境省及び大阪市では、PCBが使用されている安定器の保有状況の実態を把握し、処分期間内の処理完了に向けた今後の施策に役立てるため、本調査を実施します。

つきましては、ご多忙中とは存じますが、同封した調査票に必要事項をご記入の上、同封した返信用封筒 (切手不要) にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

- 本調査は、環境省と大阪市が共同で実施しています。
- 御記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒 (切手不要) にて、平成 30 年 2 月 28 日 (水) までに投函してください。
- **使用中の照明設備**についての留意事項
  - 接触等により感電の恐れがありますので、調査にあたっては、照明設備を管理している電気工事業者に、ビル管理法の対象のビルではメンテナンス会社に、御相談・御確認ください。
  - 建物のしゅん工図書、過去に調査した記録等、既に作成された書類で確認できる場合は、それをもとに調査票にご記入ください。
- 調査の内容や記入方法等について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。  
【お問い合わせ窓口】  
環境省・大阪市 PCB 共同調査事務局 (電話) 0120-915-171  
環境省 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2  
大阪市 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1あべのルシアス13階  
受付は平成 30 年 3 月 16 日までの平日 10 時~16 時とさせていただきます。

本調査は、市内の「昭和 59 年以前に開設された事業所」の皆様へ送付し、実施しております。